公益財団法人備前市文化芸術振興財団

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的及び意義）

第1条　この規程は、公益財団法人備前市文化芸術振興財団（以下「この法人」という。）の定款第 13 条及び第 29 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

（定義等）

第2条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員、顧問及び委員と併せて役員等という。

（2）常勤役員とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（3）非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。

（4）報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

（5）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

（報酬等の支給）

第3条　この法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2　常勤役員に対する報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって毎月の定まった日に支払うものとし、この事務局職員を兼務している場合は、この法人の給与規程（以下「給与規程」という。）に基づき使用人としての給与、通勤手当、期末手当を職務の割合で算出し、支払うことができる。

3　非常勤役員等の報酬は、勤務の態様に応じ、月額又は必要の都度定額をもって支払うことができる。

4　前項の規定は、国及び地方公共団体等の職員には適用しない。

5　評議員の報酬は、定款第 13 条に定める金額の範囲内で支給する。

6　役員等には、役員賞与を支給しない。

7　役員等の退職に伴う退職金、退職手当は支給しない。

（役員等の報酬等の決定）

第4条　この法人の常勤役員の報酬額は、評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において、別表第1「常勤役員の報酬額」のとおりとする。これを変更する場合も同様とする。

2　非常勤役員等及び評議員に対する報酬は、別表第2「非常勤役員等及び評議員の報酬額」に定める定額とする。これを変更する場合も前項と同様とする。

（報酬の支給日）

第5条　常勤役員の報酬等は、年間報酬を定める場合を含め、その月の月額の金額を毎月一定の定まった日に支払うものとする。ただし、その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日を支給日とする。

（報酬等の支払方法）

第6条　役員等の報酬は、この法人の評議員会及び理事会等の出席の都度、その金額を通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

2　法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

（通勤費）

第7条　常勤役員には、その通勤の実態に応じ、第4条で規定する報酬とは別に通勤費を支給する。

（費用弁償の種類及び金額）

第8条　役員等が職務のため出張をしたときは、費用弁償としてこの法人の旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。

2　前項の規定にかかわらず、役員等が職務により評議員会、理事会その他の会議に遠隔地から出席するため、特別の経費を要する場合には、旅費規定に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。ただし、常勤の役員等については、交通費実費弁償等を支給しない。

3　前項の交通費実費弁償等の特別の経費は、役員等が前項の会議に出席する都度、現金により支給する。ただし、本人が指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

（日割り計算）
第9条　新たに常勤役員になった者には、その日から報酬等を支給する。
2　常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
3　常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
4　第1項又は第2項の規定により、報酬等を支給する場合にあって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又は、その月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（端数の処理）
第10条　この規定により計算した金額に1円未満の端数が生じた場合は、円位に切り捨てるものとする。

（改廃）
第11条　この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）
第12条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則　この規程は、令和5年5月26日から施行する。
附則　改定規程は、令和8年4月1日から施行する。（公益法人となるため）

別表第1　常勤役員の報酬額

1. 常勤役員一人につき　年額5，000，000円までの範囲内

別表第2　非常勤役員及び評議員の報酬額

1. 非常勤役員（監事を含む。）及び評議員
この法人の評議員会及び理事会等に出席の都度、一人一律6，500円